(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十一号及び百九十二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新居浜市萩生字岸ノ下一一五〇番四から同市萩生字岸ノ下一三三〇番四まで	前	九・七五～四六・八四メートル	〇・一九一キロメートル
	後	三二・四九～五五・一五メートル	〇・一九一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月七日

四国地方整備局長　名波　義昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号及び百九十二号	新居浜市萩生字岸ノ下一一五〇番四から同市萩生字岸ノ下一三三一番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年四月七日

○四国地方整備局告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月七日

四国地方整備局長　名波　義昭

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

道路の種類及び路線名	占用を制限する区域
一般国道十一号及び百九十二号	新居浜市萩生字岸ノ下一一五〇番四から同市萩生字岸ノ下一三三一番三まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月七日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月七日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
佐伯市弥生大字上小倉字下鶴九七三番一から同市弥生大字上小倉字小又八九六番一まで	前	一八・一二～三五・〇二メートル	〇・一三四キロメートル
	後	一八・一二～三九・五八メートル	〇・一三四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

二　(一) 路線名　五十七号
(二) 道路の種類　一般国道
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
豊後大野市朝地町板井迫字石田一〇一六番二から同市朝地町板井迫字石田一〇一八番一まで	前	二二・八六～六〇・六二メートル	〇・〇五六キロメートル
	後	二八・四四～六八・二二メートル	〇・〇五六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月七日

九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	佐伯市弥生大字上小倉字下鶴九七三番一から同市弥生大字上小倉字小又八九六番一まで	九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所
五十七号	豊後大野市朝地町板井迫字石田一〇一六番二から同市朝地町板井迫字石田一〇一八番一まで	〃

供用開始の期日　平成二十九年四月七日

○北海道開発局告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月七日

北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十三号
(三) 占用を制限する区域　北海道紋別郡遠軽町野上一五九番一から同町豊里五四〇番一地先まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月七日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部